



2025 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社D & I
(コード番号 320A TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役 小林 鉄郎
問 合 せ 先 取締役管理部長 谷口 真市
T E L 03-5577-6257
U R L <https://dandi.co.jp/>

取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（2025 年 9 月 30 日開催予定の定時株主総会で新たに選任される候補者）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2025 年 9 月 30 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社の取締役の報酬等の額は、2024 年 9 月 25 日開催の定時株主総会において、年額 38,400 千円以内（以下「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいておりますが、このたび当社では、取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、会社法第 361 条の規定に基づき、従来の基本報酬枠とは別枠の報酬等として、無償にてストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いすることといたしました。このたびの新株予約権の発行において、対象取締役に対する上限数は 410 個、上限額は 2,050 千円の範囲内としております。

1. 募集新株予約権の数等

(1) 募集新株予約権の数

5,270 個（内、取締役に対する上限数は 410 個）

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称

第 3 回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 10 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整

の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、500円とする。

新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しているものの、流動性が低い等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである DCF 法を基礎として、当社から独立した第三者機関である清水瞬公認会計士事務所に新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、同社が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2027年10月1日から2035年9月30日とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合、その前営業日を最終日とする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所（ただし TOKYO PRO Market その他のプロ向け市場を除く。以下同じ。）に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後に行使可能な新株予約権の数は、(イ) 上場した日から1年間は、当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の1/3まで、(ロ) 上場した日から2年間は、当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2/3まで、(ハ) その後は当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全てとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の割当日

2025年10月1日

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.（2）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.（3）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記2.(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2.(4)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2.(5)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記2.(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上